

令和4年度  
第4回さいたま市国民健康保険  
運営協議会

協議・報告事項

資 料

令和4年12月15日(木)  
ときわ会館 5階大ホール

# 目 次

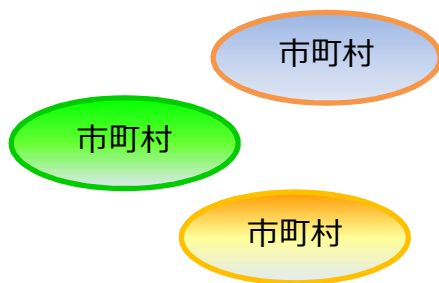
- (1) 令和5年度の国民健康保険税率等の  
見直しについて（諮問）・・・・・・・・・ 1
- (2) その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 協議・報告事項

- (1) 令和5年度の国民健康  
保険税率等の見直しに  
ついて（諮問）

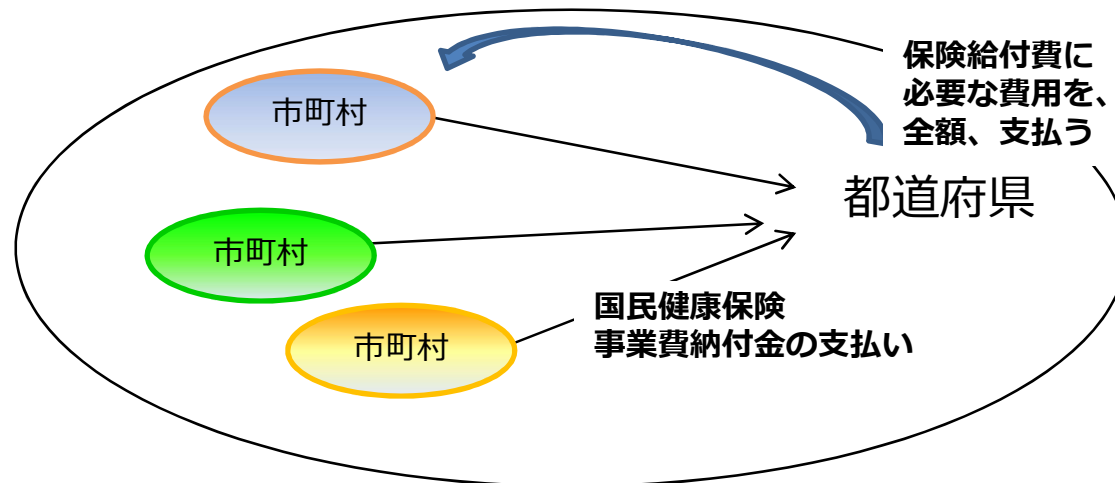
# 1 国民健康保険税の賦課徴収

【平成29年度まで】  
市町村が個別に運営



さいたま市で必要となる  
**保険給付費等に充てるため  
国民健康保険税を賦課徴収**  
する。

【平成30年度から】  
都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割  
埼玉県国民健康保険運営方針を策定



埼玉県で必要となる保険給付費等を賄うため県内の市町村は埼玉県に国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という）を納める。

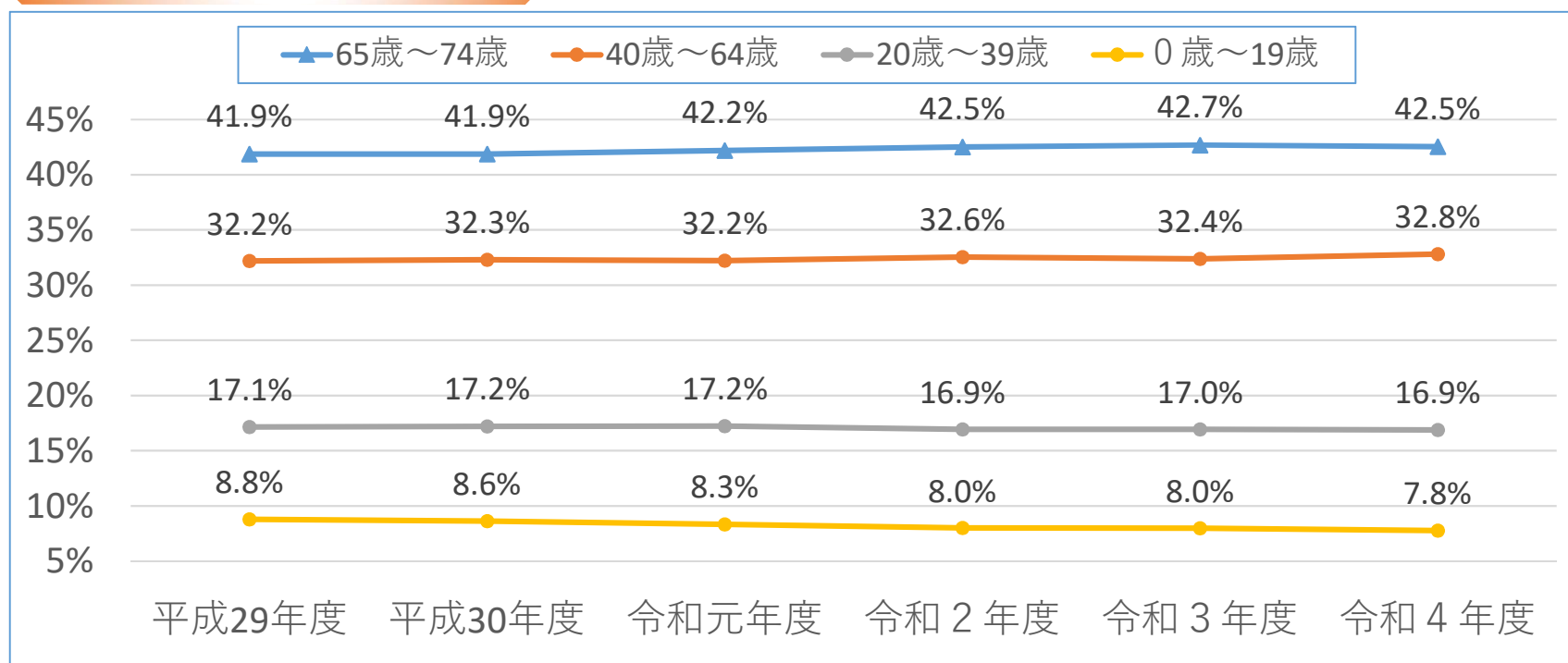
さいたま市は、**納付金の支払いに充てるため国民健康保険税を賦課徴収**する。

県から示される納付金の増減により税率を見直す

## 2 さいたま市国民健康保険の現状

### (1) 被保険者の状況

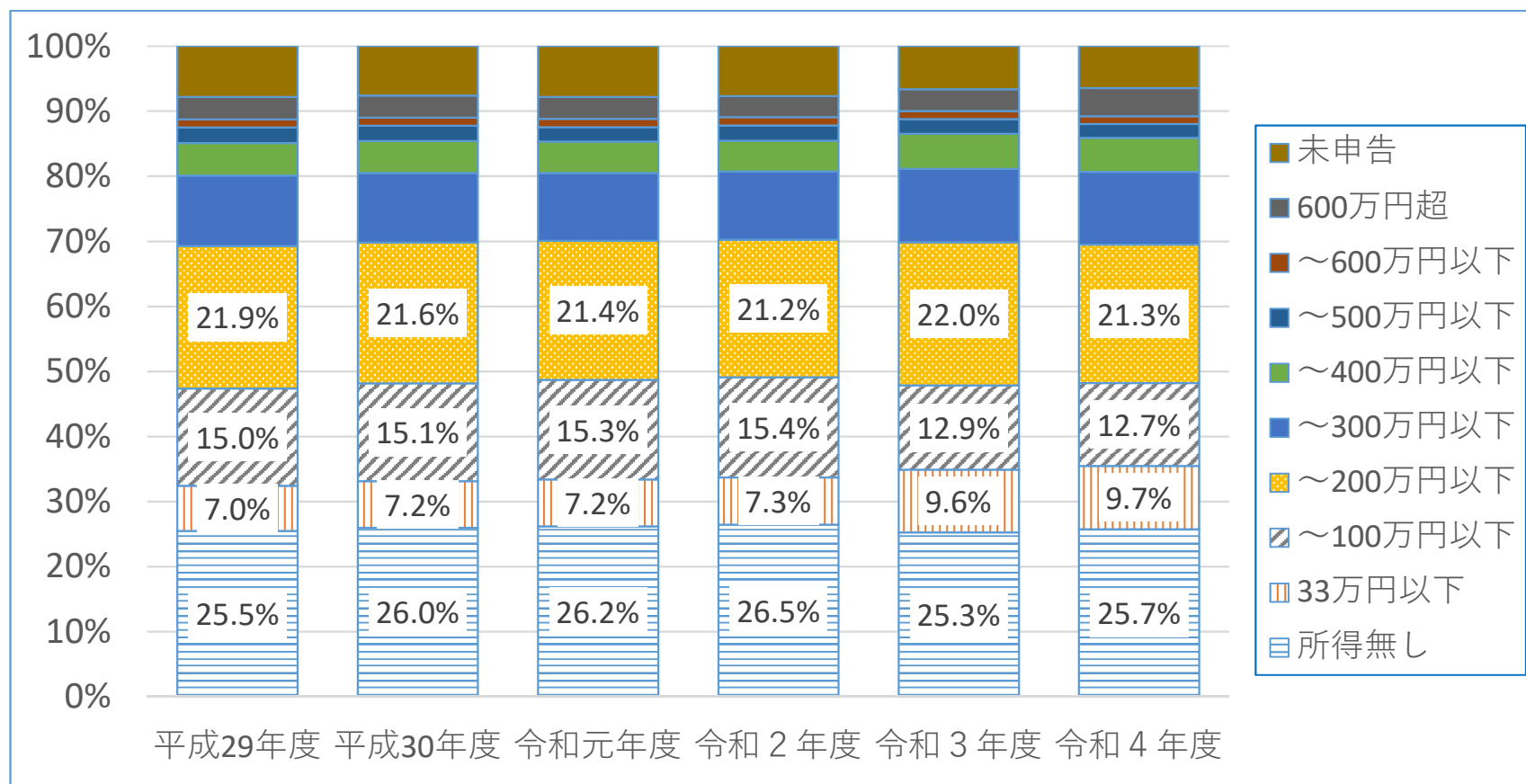
#### ①被保険者の年齢構成



※「さいたま市の国民健康保険」より。  
※各年度、年度末現在。令和4年度は10月末現在。

➤ 65歳以上の被保険者の割合が多い傾向が続いている。

## ②所得階層別世帯割合



※各年度、7月当初課税時の世帯で算出。令和3年度から33万円以下は43万円以下に読み替えます。

- 加入世帯の約半数は所得100万円以下。(令和4年度当初課税：48.1%)  
(約7割が200万円以下。令和4年度当初課税：69.4%)  
(参考：令和3年度：100万円以下…47.8% 200万円以下…69.8%)

### ③被保険者数別世帯所得状況

＜令和4年度 当初課税時＞

世帯内 被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	構成比 (%)	世帯平均所得 (円)
1	101,852	101,852	66.5%	864,446
2	38,187	76,374	24.9%	2,096,580
3	8,896	26,688	5.8%	3,048,136
4	3,234	12,936	2.1%	4,115,377
5	826	4,130	0.5%	3,506,605
6	162	972	0.1%	8,150,273
7以上	57	419	0.0%	7,124,290

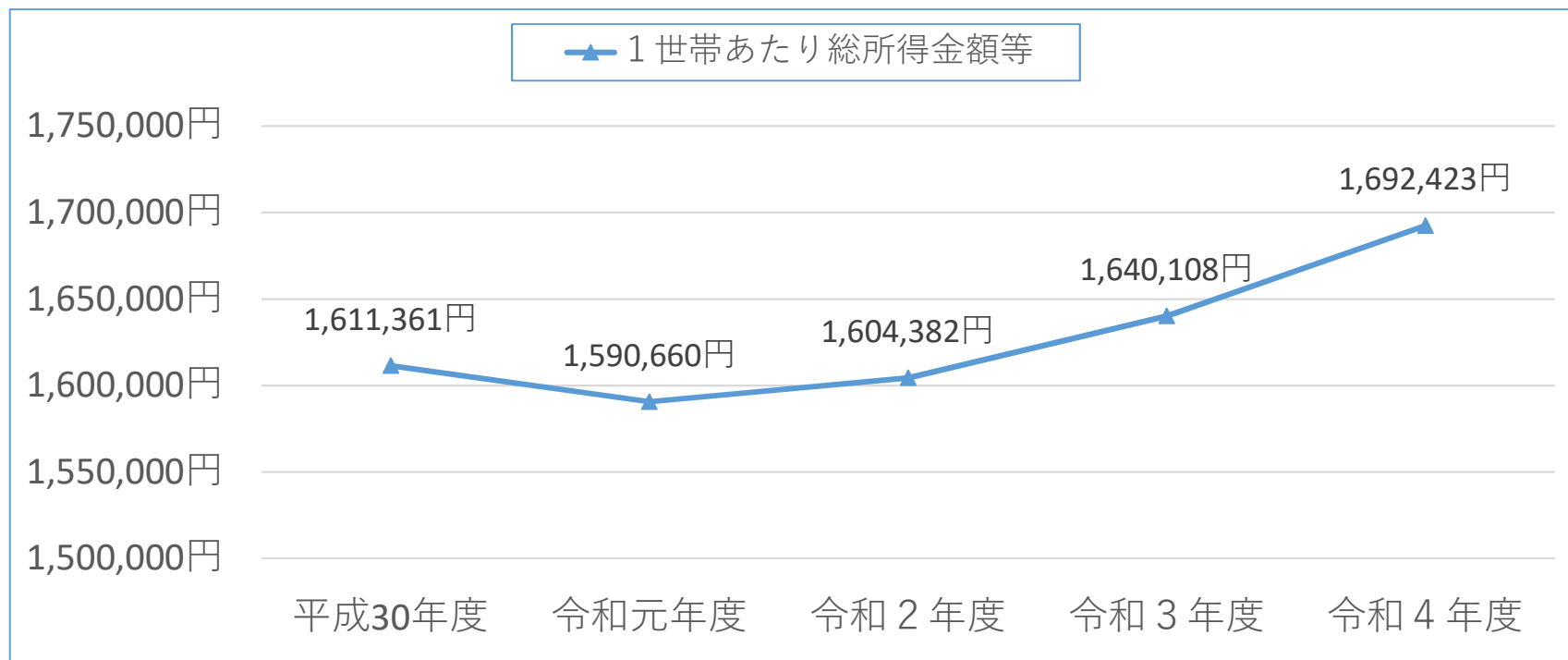
＜参考：前年度＞

構成比 (%)	世帯平均所得 (円)
65.3%	787,658
25.8%	2,112,947
6.0%	2,872,462
2.2%	3,531,215
0.5%	3,999,230
0.1%	4,356,559
0.0%	8,603,097

※令和4年度、7月当初課税時の世帯で算出。

- 約9割の世帯は被保険者数が2人以下（令和4年度当初課税：91.4%）  
（参考：令和3年度：91.1%）

#### ④ 1世帯あたり総所得金額等



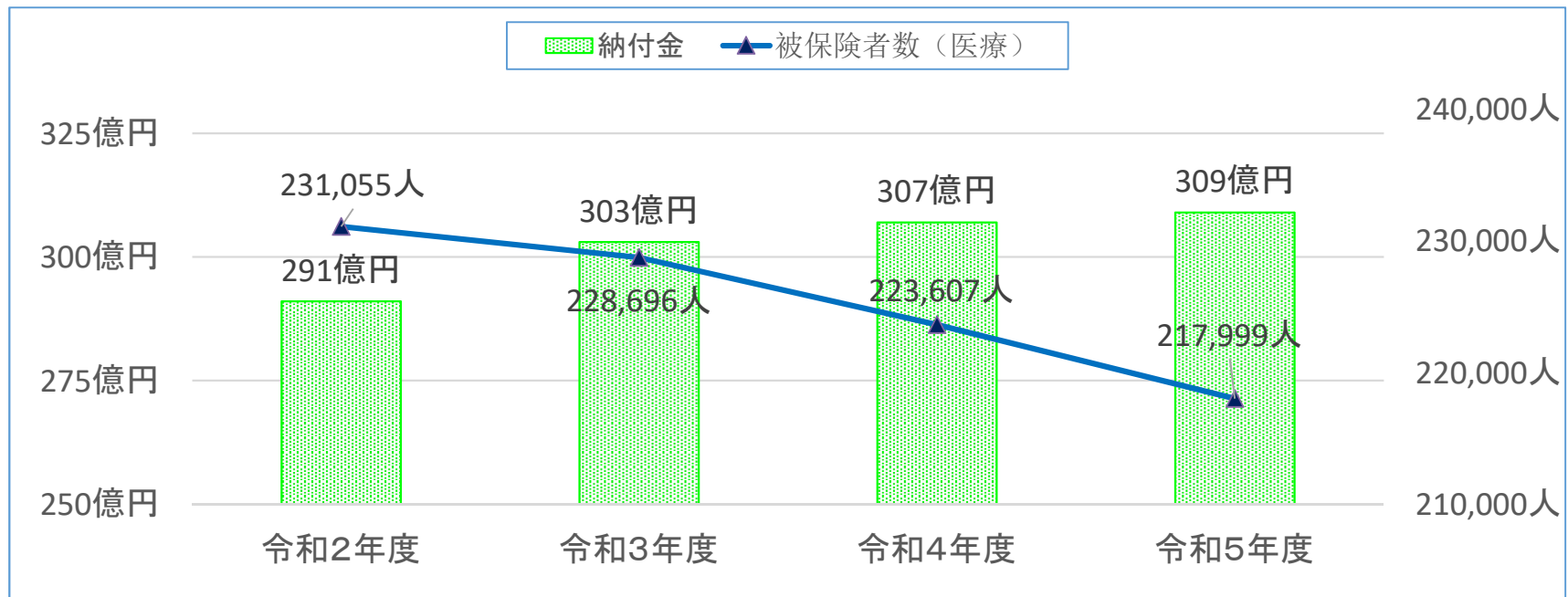
※「国民健康保険税 調定表」より。各年度、7月末現在。  
当初課税時点の所得のため、前年度の所得

- 令和2年度（令和元年度所得）から増加傾向が続いている。
- 総所得金額等とは基礎控除を引く前の額



所得は全体としては増加傾向ではあるが、高齢者と所得が少ない方の割合が多い状態が続いており、さいたま市国民健康保険事業の財政運営は厳しい状況となっている。

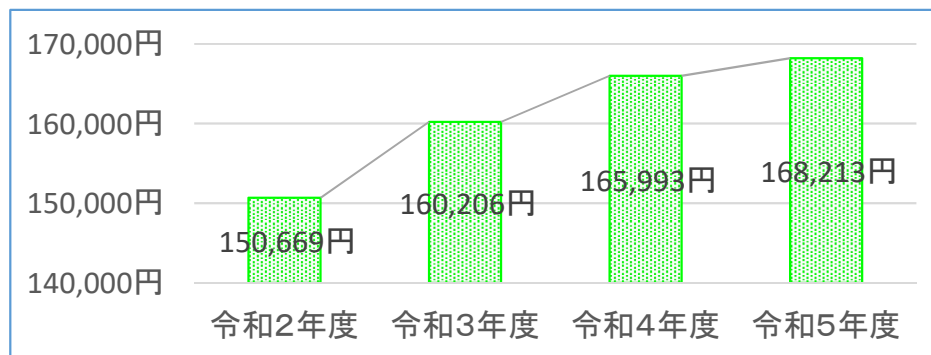
## (2) 納付金の状況



※ 各年度、秋の試算（仮算定）の内容。

※ 納付金は、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の各納付金の合計額。

### <参考:被保険者一人当たり>



➤ 令和5年度は前年度と比較し一人当たりの納付金が増加。(2,220円の増)

※医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の各納付金額を対象被保険者で除した額の合計額。

## 令和5年度の納付金

単位：千円

	令和4年度 (当初予算)	令和5年度 (見込)	増減 (R5-R4)
納付金	30,719,300	30,930,158	210,858
保険税※1	23,302,301	23,771,458	469,157
国・県支出金	566,821	517,554	▲49,267
諸収入等	435,677	507,547	71,870
法定一般会計繰入	4,441,112	4,400,201	▲40,911
法定外一般会計繰入 (決算補填等以外の目的 【赤字解消・削減対象外】)	184,657	204,523	19,866
法定外一般会計繰入 「決算補填等目的 【赤字解消・削減対象】」※2	859,556	1,528,875	▲259,857
(市)基金繰入金	929,176		

＜参考：被保険者一人当たり＞

	納付金額	赤字額
令和4年度	165,993円	8,790円
令和5年度	168,213円	11,429円
増減(R5-R4)	2,220円	2,639円

※一人当たりの額は推計被保険者数で除した額

※1…令和5年度の保険税は、税率等を改正しなかった場合で積算。

※2…左表の赤字内が、埼玉県国民健康保険運営方針で定められている解消すべき赤字の額。

納付金は、被保険者数は減少するものの、保険給付費や後期高齢者支援金等の増加により、前年度より約2億円の増加。

赤字額は、前年度と比較し約2億円減少し、約15億円となる見込み。この約15億円の赤字が税率等の見直し対象。

# 3 さいたま市国民健康保険赤字解消・削減方針

平成30年12月策定 さいたま市国民健康保険赤字解消・削減方針より

## ＜赤字解消・削減方針＞

国保財政の健全化を図るためには、赤字である法定外一般会計繰入金を解消する必要がある。赤字を解消するため、次の取組を実施する。

(1) 医療費及び保険給付の適正化の推進

(2) 国民健康保険税収納対策の実施

(3) 適正な保険税率等の設定

## 赤字解消に向けた取組み

### (1) 医療費及び保険給付の適正化の推進

- ① 「第3期さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画」及び「第2期さいたま市国民健康保険保健事業実施計画（第2期データヘルス計画）」を確実に実施
- ② 第三者行為求償、不当利得に係る保険給付費の返還請求等を今後も更に推進

### (2) 国民健康保険税収納対策の実施

- ① 「さいたま市国民健康保険税収納対策基本方針」を年度毎に策定し実施
- ② 体制を強化した市税事務所で収納率の向上を目指す

### (3) 適正な保険税率等の設定

- ① 被保険者の負担増に配慮し、令和8年度まで段階的に保険税を引き上げ、赤字を解消

## 4 埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)

令和2年12月策定 埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)より

### (1)赤字削減・解消の目標年次

単年度での赤字の解消が困難と認められる場合は、収納率格差以外の保険税水準統一の目標年度の前年度である**令和8年度までに赤字を解消**する段階的な目標を設定することとします。

### (2)保険税水準の統一

- 保険税水準の統一の定義について、原則として同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることとします。
- 保険税水準の統一は、以下のとおり3段階に分けて進めることとします。
  - ① 納付金ベースの統一  
納付金の算定過程において医療費水準を反映しない。都道府県向けの公費を市町村単位ではなく県単位で計算する等、納付金額を算定するうえでは統一基準。(令和6年度)
  - ② **準統一**  
**収納率格差以外の項目を統一。(令和9年度)**
  - ③ 完全統一  
収納率格差を反映しない完全統一。(収納率格差が一定程度まで縮小された時点)

### (3) 応能応益割合

応能応益割合は、**約 53 : 47** とします。

### (4) 課税限度額

保険税水準の準統一の目標年度である令和9年度までに、課税限度額は、**課税年度時点で法で定めた上限額（法定限度額）を適用**となることを目指します。

### (5) 収納対策

現年度の目標収納率は、**91.0%以上**（被保険者数10万人以上の保険者）  
納期内納付を促進するため、口座振替納付の促進（原則化の推進等）、納付方法の拡充等に取り組みます。

## 5 令和5年度の保険税率等の見直し

### (1) 解消すべき赤字額の内訳（税率等改正前）

単位：千円

合計	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
1,528,875	0	1,036,304	492,571

### (2) 適正な保険税率等の設定

#### ① 課税限度額の引き上げ

- 納税義務者間の負担の衡平を図るため、課税限度額を令和5年度税制改正で改正される予定の法定限度額まで引き上げる。

令和5年度	基礎課税分（医療分）	65万円	⇒	据置き
	後期高齢者支援金等分	20万円	⇒	22万円
	介護納付金分	17万円	⇒	据置き
	合計	102万円	⇒	104万円

#### ② 被保険者の負担増に配慮しつつ、適正な保険税率の設定を行う

- 保険税率の引き上げを行い赤字の一部を解消する。

### (3) 税率等の検討

#### ① 応能割合と応益割合

応能・応益割		標準 (県)	現行 (市)	改正後 (市)	差 (改正後－現行)
合計	応能割	52.55%	63.00%	61.26%	-1.74%
	応益割	47.45%	37.00%	38.74%	1.74%

- 応能割＝所得割 応益割＝均等割
- 埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）では、準統一の目標年度を令和9年度としており、令和9年度には応能：応益が約53：47となる。

【参考】 均等割引き上げ合計額の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
均等割引き上げ合計額	600円	800円	800円	1,100円	2,900円	3,900円

- 応能割（所得割）を多く引き上げた場合、県標準との差が拡大。また、応益割（均等割）を引き上げた場合、所得が少なく被保険者の多い世帯に影響が出る。
- 今回の税率改正で均等割を引き上げることにより、県標準の割合に一定程度近づける。



## ② 収納率

前々年度と比較し向上すると見込む。

- 現年収納率 94.10% (令和3年度93.87%)

## ③ 減免

- 低所得世帯に対する保険税負担は、法により負担軽減が図られている。
- 本市では既に条例により「所得減少減免」「生活困窮減免」を有している。
- 令和4年度から子どもに係る均等割額の軽減措置が導入されている。
- 埼玉県において、令和9年度の保険税の準統一に合わせて、減免の統一に向けた検討が開始されており、県内市町村の現状の減免内容を基に、県内統一の基準を策定する予定。

- 令和4年度以降は、原則、新たな減免は行わないこととしている。
- ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する減免の財政支援が令和5年度以降も行われる場合は実施する方向で検討する。
- 子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置等の対象者等の拡大について、2市長会(指定都市市長会・中核市市長会)から国に対し共同提言を実施することで国に要望している。

#### (4) 令和5年度の税率及び課税限度額

			現行	改正後	増分
基礎課税額 (医療分)	税率	所得割	7.26%	7.01%	▲0.25%
		均等割	30,900円	32,800円	1,900円
	課税限度額		65万円	65万円	据え置き
後期高齢者 支援金等課税額	税率	所得割	2.42%	2.60%	0.18%
		均等割	9,900円	10,800円	900円
	課税限度額		20万円	22万円	2万円
介護納付金課税額	税率	所得割	2.17%	2.24%	0.07%
		均等割	10,900円	12,000円	1,100円
	課税限度額		17万円	17万円	据え置き

※参考 埼玉県標準保険料率（令和5年度）

	合計	医療	支援	介護
所得割	12.07%	6.73%	2.77%	2.57%
均等割	75,558円	40,667円	16,222円	18,669円
改正後との差額（所得割）	0.22%	▲0.28%	0.17%	0.33%
改正後との差額（均等割）	19,958円	7,867円	5,422円	6,669円

## (5) 適正な保険税率等の設定による効果及び影響

### ① 「課税限度額引き上げ」の効果及び影響

- 税込約5,400万円＋公費負担約800万円＝約6,200万円増
- 影響世帯 約4,700世帯

### ② 「保険税率の引き上げ」の効果及び影響

- 税込約3.8億円＋公費負担約2.2億円＝約6億円増
- 影響世帯 約148,500世帯

## (6) 解消すべき赤字額の内訳（税率等改正後）

単位：千円

	合計	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
改正前	1,528,875	-	1,036,304	492,571
改正後	855,156	-	428,227	426,929
後－前	▲673,719	-	▲608,077	▲65,642

改正後赤字額	←	基金繰入金	法定外一般会計繰入 (決算補填等目的)
855,156		60,848	794,308

- 今回の改正により、赤字を約6億7,000万円解消する。
- 税率等改正を行っても残る赤字に対しては、基金(約6,000万円)を全額取り崩しつつ、一般会計からの法定外繰入金(約8億円)で賄う。

# 6 (参考)モデルケースでの影響比較

## (1) 最も多い構成

<令和4年度 当初課税時>

世帯内 被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	構成比 (%)	世帯平均所得 (円)
1	101,852	101,852	66.5%	864,446
2	38,187	76,374	24.9%	2,096,580
3	8,896	26,688	5.8%	3,048,136
4	3,234	12,936	2.1%	4,115,377
5	826	4,130	0.5%	3,506,605
6	162	972	0.1%	8,150,273
7以上	57	419	0.0%	7,124,290

- 全世帯の内、約 9 割が被保険者数 2 人以内の世帯。
- 赤枠内が、最も多い構成。
- 年齢構成では、65歳～74歳が最も多い構成（3 ページ①被保険者の年齢構成参照）

※主のみ年金の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※年金収入、所得は令和4年度の内容で算出。令和5年度は収入が同額として算出。

65歳 被保険者数 1 人  
公的年金等雑所得 864,446円  
(年金収入 1,964,446円)

65歳 被保険者数 2 人  
所得 2,096,580円 (主のみ)  
(年金収入 3,196,580円)

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
864,446円 (5割軽減)	62,300円	63,400円	1,100円

所得	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
2,096,580円 (軽減なし)	242,800円	247,300円	4,500円

## (2) 介護納付金分を含む場合

### 40～64歳の被保険者 1 人

所得 (収入は、給与収入で算出)	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
43万円 (7割軽減)	15,300円	16,600円	1,300円
71.5万円 (5割軽減)	59,500円	61,400円	1,900円
95.0万円 (2割軽減)	102,900円	105,900円	3,000円
200万円 (給与収入約 297万円)	237,500円	241,500円	4,000円
300万円 (給与収入約 430万円)	356,000円	360,000円	4,000円
400万円 (給与収入約 555万円)	474,500円	478,500円	4,000円
500万円 (給与収入約 678万円)	593,000円	597,000円	4,000円
600万円 (給与収入約 789万円)	711,500円	715,500円	4,000円
700万円 (給与収入約 895万円)	830,000円	834,000円	4,000円

### 40～64歳の被保険者 2 人

所得 (収入は、給与収入で算出)	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
43万円 (7割軽減)	30,900円	33,200円	2,300円
100.0万円 (5割軽減)	119,000円	123,000円	4,000円
147.0万円 (2割軽減)	205,900円	212,000円	6,100円
300万円 (給与収入約 430万円)	407,700円	415,600円	7,900円
400万円 (給与収入約 555万円)	526,200円	534,100円	7,900円
500万円 (給与収入約 678万円)	644,700円	652,600円	7,900円
600万円 (給与収入約 789万円)	763,200円	771,100円	7,900円
700万円 (給与収入約 895万円)	881,700円	888,500円	6,800円
800万円 (給与収入約 995万円)	981,300円	984,600円	3,300円

※未就学児は含まない。

※主のみ給与の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※給与収入、所得は令和4年度の内容で算出。令和5年度は収入が同額として算出。

### (3) 介護納付金分を含まない場合

#### 40歳未満の被保険者 1 人

所得 (収入は、給与収入で算出)	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
43万円 (7割軽減)	12,100円	13,000円	900円
71.5万円 (5割軽減)	47,900円	49,100円	1,200円
95.0万円 (2割軽減)	82,900円	84,700円	1,800円
200万円 (給与収入約 297万円)	192,600円	194,400円	1,800円
300万円 (給与収入約 430万円)	289,400円	290,500円	1,100円
400万円 (給与収入約 555万円)	386,200円	386,600円	400円
500万円 (給与収入約 678万円)	483,000円	482,700円	-300円
600万円 (給与収入約 789万円)	579,800円	578,800円	-1,000円
700万円 (給与収入約 895万円)	676,600円	674,900円	-1,700円

#### 40歳未満の被保険者 2 人

所得 (収入は、給与収入で算出)	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
43万円 (7割軽減)	24,400円	26,000円	1,600円
100.0万円 (5割軽減)	95,800円	98,300円	2,500円
147.0万円 (2割軽減)	165,900円	169,600円	3,700円
300万円 (給与収入約 430万円)	330,200円	334,100円	3,900円
400万円 (給与収入約 555万円)	427,000円	430,200円	3,200円
500万円 (給与収入約 678万円)	523,800円	526,300円	2,500円
600万円 (給与収入約 789万円)	620,600円	622,400円	1,800円
700万円 (給与収入約 895万円)	717,400円	718,500円	1,100円
800万円 (給与収入約 995万円)	811,300円	814,600円	3,300円

※未就学児は含まない。

※主のみ給与の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※給与収入、所得は令和4年度の内容で算出。令和5年度は収入が同額として算出。

## (4) 未就学児を含む世帯の場合

30代の被保険者2人と未就学児1人  
(介護納付金分を含まない世帯)

所得 (収入は、給与収入で算出)	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
43万円 (7割軽減)	30,500円	32,700円	2,200円
128.5万円 (5割軽減)	133,600円	136,600円	3,000円
199.0万円 (2割軽減)	232,500円	237,000円	4,500円
300万円 (給与収入約430万円)	350,700円	355,900円	5,200円
400万円 (給与収入約555万円)	447,500円	452,000円	4,500円
500万円 (給与収入約678万円)	544,300円	548,100円	3,800円
600万円 (給与収入約789万円)	641,100円	644,200円	3,100円
700万円 (給与収入約895万円)	737,900円	740,300円	2,400円
800万円 (給与収入約995万円)	826,800円	832,600円	5,800円

40代の被保険者2人と未就学児1人  
(介護納付金分を含む世帯)

所得 (収入は、給与収入で算出)	現行	改正後	
	税額	税額	現行との差
43万円 (7割軽減)	37,000円	39,900円	2,900円
128.5万円 (5割軽減)	163,000円	167,700円	4,700円
199.0万円 (2割軽減)	283,700円	291,100円	7,400円
300万円 (給与収入約430万円)	428,200円	437,400円	9,200円
400万円 (給与収入約555万円)	546,700円	555,900円	9,200円
500万円 (給与収入約678万円)	665,200円	674,400円	9,200円
600万円 (給与収入約789万円)	783,700円	792,900円	9,200円
700万円 (給与収入約895万円)	902,200円	910,300円	8,100円
800万円 (給与収入約995万円)	996,800円	1,002,600円	5,800円

※主のみ給与の収入あり。限度額は引き上げ後で算出。

※給与収入、所得は令和4年度の内容で算出。令和5年度は収入が同額として算出。



## 協議・報告事項

### (2) その他

## 2 保険者努力支援制度評価結果（市町村分）

### 国保固有の指標 収納率向上

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度実績を評価するほか、前年度比の伸び率等をあわせて評価する。ただし、令和2年度実績が高い場合には、そちらを評価する。

### 収納率向上に関する取組の実施状況

	評価項目	配点	交付年度（R5は見込み）			収納率（還付未済額や退職被保険者分を除く）					
			R 3	R 4	R 5	R 1	R 2	R 3	R 4		
現 年 度 分	①市町村規模別収納率（被保険者10万人以上の全国の団体で比較）					R 1	R 2	R 3（単位：％）			
	▶上位3割	(50)	35点	0点	35点	92.26	92.64	93.60			
	▶上位5割	(35)				交付年度R4については、R2で比較する					
	②前年度と比較して収納率が向上（伸び率）					H30	R 1	R 2	R 3（単位：％）		
▶1ポイント以上	(25)	5点	5点	25点	92.24	92.26	92.64	93.60			
▶0.5ポイント以上	(10)				交付年度R4については、H30とR2で比較する						
▶3か年平均上位5割	(5)				伸び率 0.4ポイント						
滞 納 繰 越 分	③前年度と比較して収納率が向上（伸び率）					H30	R 1	R 2	R 3（単位：％）		
	▶5ポイント以上	(25)	10点	10点	10点	25.94	27.02	24.77	25.55		
	▶2ポイント以上	(10)				交付年度R4については、H30とR1で比較する					
	▶1ポイント以上	(5)				伸び率 4ポイント					
	合計	100点	50点	15点	70点						

（上位5割の団体に入れなかった理由）

- 令和2年度の現年度分収納率は上昇したが、他の団体でも大きく上昇していた。
- 大きく上昇した団体では、コロナ減免の割合が高かった。（コロナ減免が多いと、担税力に乏しい納税者が滞納にならず、結果として収納率が上昇する。）



## 令和5年度国民健康保険運営協議会日程(案)

	日 時	会 場	内 容 (予定)
予定	令和5年5月25日(木) 14:00から	ときわ会館	・令和5年度の国民健康保険事業について
予定	令和5年8月17日(木) 14:00から	ときわ会館	・令和4年度の国民健康保険事業の決算見込について
予定	令和5年10月19日(木) 14:00から	ときわ会館	・保険者努力支援制度について
予定	令和5年12月14日(木) 14:00から	ときわ会館	・令和6年度の国民健康保険税等の見直しについて

検討案件によっては、開催回数が変わる場合があります。